

普通肥料登録申請の手続方法

① 肥料登録申請書（２部）

（１）申請される銘柄ごとに作成し、提出してください。

（２）記入要領

○住所及び氏名（⑤申請者の確認書類に記載されているとおりに記入してください）

- ・法人の場合 住 所 ＝ 本店（主たる事務所）の所在地
氏 名 ＝ 商号（名称）、代表者の役職及び氏名 ※
- ・個人の場合 経営者個人の住民票上の住所及び氏名

○肥料の種類

「肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（農林水産省告示、以下「**公定規格**」という）」に掲載されている種類を記入してください。

○肥料の名称

販売される際の名称を記入してください。また、ペットネーム（愛称）をつける場合もお知らせください。

- 注）・成分や効果について、誤解を招くような名称は使用できません。
- ・他者の商標権等に抵触していないか、十分に確認してください。
 - ・「高度」「完全」「有機入り」など、使用する文字等に要件がある場合があります。

○成分保証量その他の規格

「公定規格」に照らし、それぞれ次のように記入してください。

- ・保証成分量・・・生産業者保証票に記載する成分量を記入してください。
- ・その他の規格

記載する内容 \ 該当項目	含有を許される有害成分の最大量（％）	その他の制限事項
該当なし	空 欄	空 欄
含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	規格あり	空 欄
その他の制限事項は、公定規格のとおり	空欄	規格あり
含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	規格あり	規格あり

○保管する施設の所在地

「生産する事業場の名称及び所在地」と同じ場所であっても、所在地を記入してください（法人、個人、工場、倉庫等の名称は記入不要）。

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第4号までに掲げる事項（別紙のとおり）

この項目は、「生産工程図」（下記③）を指します。

原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難な肥料（※）については、原料規格への適合性が確認できる事項を示してください。

※菌体りん酸肥料、乾燥菌体肥料、副産動植物質肥料、菌体肥料などが該当

② 分析データ（1部）・・・申請の概ね3か月以内に分析されたもの

申請書記載の「保証成分量その他の規格」を裏付ける資料です。

分析項目は申請される肥料の公定規格で確認してください。

配合設計書を作成する肥料については、原料に使用する肥料の成分を明確にしていたくものがあります（④配合設計書を参照してください）。

③ 生産工程図（1部）

〔1〕原料及び材料から記入してください。

〔2〕原料及び材料が複数ある場合は、割合や混合する時期を示してください。

注）混合堆肥複合肥料については、次に留意の上、作成してください。

- ・「混合堆肥複合肥料」の原料については、その種類及びその乾物あたりの使用割合を示してください。
- ・「原料にする堆肥」についての記載内容
 - i その堆肥に使用された原料の種類及びその種類ごとの現物あたりの重量、主成分量、炭素窒素比
 - ii 堆肥の原料が、食品由来の有機質物を主原料とする場合は、どこから出た何の食品の残渣であるか（出所）
 - iii 堆肥生産時の発酵温度と熟成期間

④ 配合設計書（該当する場合）（1部）

肥料と肥料を混合して生産する場合は、配合設計書を作成してください。

◎混合有機質肥料、混合石灰肥料、複合肥料、混合堆肥複合肥料などが該当します。

（配合設計書の添付資料）

〔1〕登録済みの普通肥料を原料にする場合は、その原料肥料の登録証のコピー

〔2〕未登録のものを普通肥料とみなして使用する場合は、その原料が普通肥料の要件を満たしていることを証明するもの（※）

〔3〕骨灰などの特殊肥料を配合する場合は、その肥料の成分が確認できるもの（※）

注）特殊肥料を配合できる肥料は、公定規格に示されたものに限りです。

[4] 混合堆肥複合肥料に使用する原料の堆肥については、主成分量、炭素窒素比が確認できるもの(※)

※ [2] [3] [4] については、原料にした肥料の肥料成分の分析データなど

◎ 生産工程図や配合設計書の作成は、関連リンク【登録の手引き(FAMICのHP)】に掲載の「生産工程の概要の書き方」「製造設計書」をご参照ください。

⑤ 登録したい肥料のサンプル 300g 程度(※)

※ 配合設計書を作成する肥料については、サンプルは 500g 程度でお願いしますとともに、次の[1]～[4]のとおり原料・材料についても提出してください。

[1] 肥料と肥料を混合して生産する場合にあって、未登録のものを普通肥料とみなして使用する場合は、その未登録肥料 300g 程度

[2] 混合有機質肥料に「鶏ふんの炭化物」を使用する場合は、原料の「鶏ふんの炭化物」300g 程度

[3] 混合堆肥複合肥料は、

・原料の堆肥 500g 程度

・「鶏ふんの燃焼灰」を加える場合は、原料の「鶏ふんの燃焼灰」300g 程度

・[1] に該当の時は、[1] のとおり

[4] その他、肥料手続きの相談時に、県が必要と認めた原料・材料とする肥料

⑥ 申請者の確認書類(いずれか該当するものを1部)

※ 申請日から概ね3か月以内に発行されたものをご使用ください。

[1] 申請者が法人の場合・・・登記簿抄本(コピー不可)

[2] 申請者が個人の場合・・・経営者の方個人の住民票の写し(コピーではありません)

⑦ 最寄りの交通機関から生産事業場までの地図(1部)

⑧ 植物に対する害に関する栽培試験(以下「植害試験」という)の成績

(該当する肥料を生産する場合、1部)

公定規格の「その他の制限事項」欄に「植害試験の調査を受け害が認められないものであること」と記されている肥料は、植害試験を実施のうえ、成績書を添付してください。

⑨ 登録手数料

[1] 「福岡県領収証紙」で納付してください(注:「収入印紙」ではありません)。

[2] 「福岡県領収証紙」は、県で「領収証紙納付書」に貼り付けます。

(注:「肥料登録申請書」には決して貼り付けないでください)

[3] 登録手数料の額 1件 35,000円 又は 18,000円

(農協等が生産する配合肥料)

注) 福岡県領収証紙は、購入すると、原則換金できません。肥料登録ができることが確認できてから、購入してください。